

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

障害福祉の向上による地域再生

2 地域再生計画の作成主体の名称

室蘭市

3 地域再生計画の区域

室蘭市の区域の一部（母恋区域）

4 地域再生計画の目標

（1）室蘭市の概況

室蘭市の人口は、昭和44年に18万3千人のピークを迎えたが、世界不況の中で造船操業縮小や高炉休止などの合理化により人口流出が進み、昭和53年に特定不況業種離職者臨時措置法の地域指定を受けた。その後も、人口の社会減が自然減を上回り、平成17年3月末には人口が10万人を割ったが、現在、海外の好調な需要増を背景に基幹産業のフル操業が続いており、人口減少に鈍化傾向が見られるようになった。

室蘭市としても移住・定住対策やまちなか再生に向けた取組のほか、高齢者や障害者にも安心して住み続けられるよう各種施策に取り組んでいるところである。

（2）障害福祉施策の取組状況

室蘭市では、障害のある人もない人も地域で共に暮らせる社会を目指すノーマライゼーション社会の実現を理念として、平成15年7月に「室蘭市障害者福祉計画」を策定し、①地域生活の支援体制の充実、②自立と社会参加の促進、③バリアフリー社会の実現を目標に掲げて、障害の特性やライフステージに応じた適切なサービスが提供できるよう、総合的な取組を進めているところである。

また、平成18年4月の障害者自立支援法の施行を受けて、平成19年3月には「室蘭市障害福祉計画」を策定し、①自立と社会参加の促進、②サービスの一元化と充実、③就労支援体制の強化に向けて、障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込みやそれらを確保するための方策などを定めて、具体的な取組

を進めているところである。

(3) 障害福祉施策の取組課題

① 児童療育施設の課題

児童療育施設としては、祝津町の知的障害児通園施設「えとも学園」及び児童デイサービス事業所「あゆみ園」、また港南町の児童デイサービス事業所「子ども通園センター」の3施設を室蘭市において設置運営しているところである。いずれの施設も建設後30年以上経過しており老朽化が進んでいるところである。

「室蘭市障害者福祉計画」では、障害児の発達を支援するため、関係機関と連携して早期発見・早期療育の充実を図ることとしており、総合療育相談窓口の設置や障害児施設の老朽化に伴う障害児の療育環境の改善、療育機能向上のための整備及び施設の集約化が課題となっている。

《児童療育施設の状況》

(平成20年1月1日現在)

児童療育施設名	住所	建設年度	経過年数	建物面積	構造	定員
知的障害児通園施設 えとも学園	室蘭市祝津町 3-16-47	昭和 39年	43年	1,106.37㎡	ブロック平 屋	定員30人
児童デ イサー ビス事 業所	あゆみ園	室蘭市祝津町 3-16-48	昭和 48年	390.42㎡	木造平屋	定員10人
	子ども通園セ ンター	室蘭市港南町 2-4-13	昭和 50年	519.21㎡	補強コンク リートブロ ック平屋	定員10人

② 障害者福祉サービス事業所などの課題

室蘭市内では、障害者福祉団体が運営する身体や知的、精神の障害者福祉サービス事業所などの地域共同作業所が5箇所あり、椎茸栽培、活版印刷、木工、手芸品の製作など、障害者の社会参加や自立支援の取組が進められている。

「室蘭市障害者福祉計画」では、障害者に福祉的就労の場を確保するため地域共同作業所の整備と支援の充実を掲げている。また、「室蘭市障害福祉計画」では、福祉施設の入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行者数を、計画期間の平成23年度末で77人と見込んでいる。この受入体制として、就労移行支援や就労継続支援事業などの日中活動系サービス、共同生活援助(グループホーム)

や共同生活介護(ケアホーム)などの居住系サービスの整備充実・推進を図ることとしているが、運営基盤が脆弱な障害者福祉団体では、事業の拡大が困難な状況となっている。

(4) 母恋区域の現状と課題

計画区域である母恋区域は、自然環境に恵まれた閑静な住宅地であり、昭和 24 年に開設のろうあ児施設「室蘭言泉学園」に続き、その後も児童養護施設「わかすぎ学園」、相談支援室「げんせん」、日中一時支援事業所「にこにこ」、障害者グループホームなどが設置され、長年にわたり、福祉施設の入所者や利用者と地域住民との交流が行われている区域である。

また、計画区域内にある専門学校においては、児童療育の担い手となる保育士養成科の開設が検討されている。

一方、少子高齢化の中で、他の区域に比べて人口の減少が著しく、室蘭市教育委員会の適正配置計画に基づき、平成 18 年 3 月には成徳中学校が、平成 19 年 3 月には朝陽小学校が閉校されており、学校の閉校に伴い地域の活性が失われつつある。

(5) 目 標

計画区域内の住民は、古くから福祉施設の入所者や利用者との交流があり、障害福祉に対する理解も深く、平成 19 年 3 月に廃校となった朝陽小学校を福祉施設として有効活用することに協力の意向を示している。

このため、老朽化した知的障害児通園施設と児童デイサービス事業所を、廃校を活用してリニューアルした福祉施設へ移転・集約することにより、児童療育環境の改善を図るとともに、相談支援機能を充実する。また、二つの障害者福祉団体の地域共同作業所を移転・拡充することにより、障害者の社会参加や自立支援の強化を図るほか、障害児の絵画展や障害者福祉団体の施設見学会の実施などにより地域交流人口の拡大を図る。

こうした取組により、障害児・者と市民との一層の交流が促進され、地域の活性化を推進することが可能となる。

(単位：年間延人員)

項 目	現 状 (19年度)	目 標 (23年度)
目標 1 相談支援機能の充実による療育相談者の増加 療育相談窓口の 1 本化により、保健・医療・福祉・教育など関係機関とのネットワークを活用したコーディネート機能の強化、通園児や通園児以外の家	80人	120人

族への発達相談などの相談支援機能の充実により、療育相談者の増加を図る。		
目標2 障害者の社会参加・自立支援の強化による地域共同作業所利用者の拡大 障害者福祉団体の就労移行支援や就労継続支援事業などの日中活動系サービスの整備充実を図ることにより、地域共同作業所利用者を拡大する。	7,000人	12,000人
目標3 地域交流人口の拡大 障害児の絵画展・作品展の開催や障害者福祉団体の施設見学会の実施などにより、地域交流人口を拡大する。	200人	500人

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

「室蘭市障害者福祉計画」及び「室蘭市障害福祉計画」に基づき、障害福祉の向上に向けた各種施策の取組を進めることにより、障害児の療育環境の改善を図るとともに、相談支援機能の充実、障害者の社会参加や自立支援の強化、地域交流人口の拡大を図る。また、計画区域内における共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)の居住系サービスの向上を図るとともに、障害児・者と市民との交流を促進し、地域の活性化を推進する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

〔番号〕 A0801

〔名称〕 補助金で整備された公立学校の廃校校舎などの転用の弾力化

(2) 事業の概要

朝陽小学校の校舎の1階と2階の一部に、室蘭市内3箇所に点在する児童療育施設を移転・集約することにより、児童療育環境の改善や相談支援機能の充実を図る。この他、2階の残りのスペースに、運営基盤の脆弱な2つの障害者福祉団体が地域共同作業所を移転・拡充することにより、障害者の社会参加や自立支援の強化を図る。また、障害児の作品展の開催や障害者福祉団体の見学会の実施などにより、地域交流人口の拡大を図る。

なお、校舎の1階と2階で必要なスペースが確保できることから、当面、3階は使用しないで閉鎖する。

体育館は、児童福祉施設の最低基準にある屋外遊戯場を造成するため、他に適当な場所がないことから解体する。(財産処分については、平成19年12月27日付け(19地文科施第50号)で承認済み。)

《参考》施設活用計画

階数	利用目的 (利用者)	施設配置
1階	児童療育施設 (室蘭市)	指導室、訓練室、相談室、遊戯室、調理室、食堂、医務室、静養室、職員室など
		会議室、書庫、用具室
2階	地域共同作業所 (障害者福祉団体)	作業室、相談室、厨房、事務室など
3階		閉鎖
体育館		解体

(3) 支援措置の適用要件

- ① 廃校校舎などの設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

廃校した校舎(平成19年3月31日)の転用の弾力化について、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定申請を行う。

- ② 廃校校舎などを利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携して進められる事業内容であること。)

本計画は、廃校校舎をリニューアルし福祉施設として有効活用するものである。1階と2階の一部に市内3箇所にて点在する児童療育施設を移転・集約し、児童療育環境の改善を図るとともに、相談支援機能を充実する。また、残った2階の一部には、障害者の社会参加や自立支援の強化を図るため、二つの障害者福祉団体の地域共同作業所を移転・拡充するものである。これにより、室蘭市障害福祉計画に定める自立支援給付などを適用し、椎茸栽培、活版印刷、木工、手芸品などの製作を行うとともに、障害児の作品展の開催や障害者福祉団体の見学会の実施などにより、地域交流人口の拡大を図る。

これらは、地域の特性、資源を活用する官民連携の取組であり、障害福祉の向上や障害児・者と市民との交流を促進し、地域の活性化を図るものであることから、地域再生の意義及び目標に合致するものである。

③ 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施にあたり、廃校校舎等の利用が必要であること。

朝陽小学校の校舎は、平成19年3月31日に廃校となったものであるが、昭和53年・54年にかけて改築され、耐震基準をクリアし、かつ、耐用年数も残っており、利用価値が高い。また、児童療育施設及び障害者福祉団体の地域共同作業所を収容する十分なスペースがあることから、廃校校舎を活用することが事業を効率的に実施する上で不可欠である。

なお、計画区域は、自然環境に恵まれた住宅地であり、長年にわたり、地域住民と福祉施設の入所者や利用者との交流が行われており、障害福祉に対する理解も深いことから、地域住民の協力を得ることが可能である。

④ 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

室蘭市は、廃校した小学校をリニューアルし福祉施設として転用することにより、1階と2階の一部を室蘭市の児童療育施設として活用するとともに、2階の残りのスペースを二つの障害者福祉団体に対して地域共同作業所として無償貸与する。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該 当 な し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

室蘭市では障害者福祉の推進を図るため、「室蘭市障害者福祉計画」や「室蘭市障害福祉計画」に基づき、目標値達成に向けて、各サービスの利用促進を図っているところである。

近年は、支援費制度の導入や障害者自立支援法の施行に伴い、短期入所や日中一時支援事業、生活介護、就労継続支援、相談支援事業など障害者の自立と社会参加の促進に向けた取組を進めているところである。特に、短期入所や日中一時支援事業、生活介護、相談支援事業については、室蘭市では唯一当該区

域において実施しているものであることから、廃校を福祉施設として有効活用することと併せ、次の取組により障害福祉の向上を図っていくものである。

(1) 日中活動系サービスの利用促進

就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行う就労継続支援及び常時介護の必要な障害者に対して、入浴・排泄・食事の介助を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する生活介護、居宅において介護者が病気の場合などに入所施設などで短期間の入浴・排泄・食事の介助などを行う短期入所について、利用促進を図る。

(2) 居住系サービスの拡大

共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助を行う共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)の整備の推進を図る。

(3) 相談支援事業の充実

障害者やその家族などからの福祉に関する各種相談に応じ、情報提供や助言及び障害福祉サービスの利用援助などを行う相談支援事業について、相談件数の増大に対応するため、相談体制の充実を図る。

(4) 地域生活支援事業の利用促進

介護者の負担軽減を図るため、日中において一時的な活動の場の提供、見守りなどの支援を行う日中一時支援事業の利用促進を図る。

(5) 訪問系サービスの利用促進

介護者の負担軽減を図るため、居宅において入浴・排泄・食事の介護などを行う居宅介護や重度訪問介護(ホームヘルプサービス)の利用促進を図る。

6 計画期間

認定の日から平成 23 年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標については、室蘭市が毎年度、必要な調査を行い、数値目標などの達成状況の評価、改善すべき事項の検討などを行い公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し